

10月3日（金）

# 平成 20 年 10 月 3 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 知事<br>副知事<br>県民政策部長<br>総務部長<br>福祉保健部長<br>環境森林部長<br>商工観光労働部長<br>農政水産部長<br>県土整備部長<br>会計管理者<br>企業局長<br>病院局長<br>財政課長<br>教育委員長<br>教育長<br>公安委員長<br>警察本部長<br>人事委員長<br>代表監査委員 | 東国原英夫<br>河野俊嗣<br>丸山文民<br>山下健次<br>宮本尊一<br>高柳憲一<br>高山幹男<br>後藤仁俊<br>山田康夫<br>長友秀隆<br>日高幸平<br>甲斐景早<br>西野博之<br>江藤利彦<br>渡辺義人<br>田代知代<br>相浦勇二<br>黒木奉武<br>城倉恒雄 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

事務局職員出席者

- |                                                                                |                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 事務局局長<br>事務局次長<br>総務課長<br>議事課長<br>政策調査課長<br>議事課長補佐<br>議事担当主幹<br>議事課主査<br>議事課主査 | 石野田幸蔵<br>弓削孝幸<br>田原新一<br>富永博章<br>桑山秀彦<br>孫田英美<br>日高賢治<br>山中康二<br>隈元淳二 |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第17号までの各号議案並びに請願第10号及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願3件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、請願第6号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、公共事業等の国庫支出金の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、61億3,800万円余の増額補正となっております。補正予算に要する歳入財源につきましては、国庫支出金22億4,200万円余、繰越金24億8,300万円余、県債10億8,100万円余が主なものとなっております。この結果、補正後の一般会計の予算額は5,652億2,000万円

余となります。

このうち、県民政策部所管の予算につきましては、1,700万円余の増額補正であり、これは国庫補助や委託の決定等に伴うもので、補正後の予算額は99億6,000万円余となります。

また、総務部所管の予算につきましては、17億8,200万円余の増額補正であり、これは県債管理基金の積み立てに要する経費並びに税及び税外収入の還付等に要する経費等で、補正後の予算額は1,355億5,000万円余となります。

次に、議案第17号「国土利用計画（宮崎県計画）の変更について」であります。

総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする同計画の変更に関して、複数の委員より、低・未利用地となった農地等の活用方策等を中心に質疑がありました。

この中で委員より、「都市近郊の農地と宅地が混在する地域においては、集落の機能が低下しているにもかかわらず、各種土地利用に関する法律の規制のもと、所有者みずから活用すられない低・未利用地となった農地等が点在している。県土利用の基本となる国土利用計画において、これらの低・未利用地をどのように活用すべきか、その方策等について検討すると同時に、問題として提起すべきではないか」との質疑があり、当局より、「具体的な土地利用については、各種土地利用に関する法律に基づくこととなるが、国土利用計画が土地利用の基本計画であることから、その運用等については、イニシアチブを発揮して調整並びに指導を行いたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国土利用計画が、真に行政上の指針として、また、各種土地利用に関する計画の上位計画として、土地の有効活用等について積極的に対応すべきであると

の観点から、「議案第17号「国土利用計画（宮崎県計画）の変更について」に係る附帯決議」を提出することを全会一致で決定いたしましたので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

次に、職務に関する不当な働きかけ取扱要領の改正についてであります。

当局より説明のあったこのことに関して、複数の委員より多くの意見が出されました。主な意見としましては、次のとおりであります。

一、不当な働きかけと思われる行為を受けたときには対応記録票を作成することとなっているが、対応する職員の感じ方一つで取り扱いが変わる可能性もあり、基準としてあいまいではないか。

一、不当な働きかけがあったとしても、公務員としてそれを断ればよいのであって、職員に対する内規としてはレベルが低いのではないか。

一、県勢発展、県民福祉の向上のため、県議会議員、県民、県職員は、時には激しい議論を交わすことも必要と考えるが、この内規が運用されることで、お互いにぎくしゃくし、その機会が失われていくのではないか。

一、一企業の利益に関することであっても、職務上知っておくべき情報もあると考えるが、県民等との情報共有という面で支障が出てくるのではないか。

一、対応記録票が、「職務に関する不当な働きかけ」と「要望等」を兼ねた様式となっているが、不当な働きかけに該当しない要望等であっても、この様式を使用するのは問題である。

このほか、「議員活動に対する制限ではないか」との意見もありましたが、当委員会といた

しましては、この内規により、県職員が県議会議員、県民に対して内向きとならないよう、状況に応じて内容について検証を行うとともに、その運用に関しては適切に行っていただくよう要望いたします。

次に、県議会と県当局との関係についてであります。

県議会と県当局はこれまで、お互いに切磋琢磨しながら、かんかんがくがくの議論を重ねて県勢発展のために尽くしてまいりました。しかしながら最近では、県政に関する重要な情報であっても、県議会に報告されない、または報告がおくれるといった状況が目立っており、チェック機関である県議会の役割が軽視されているのではないかと感じざるを得ません。県当局の方々は、県議会との関係をたびたび車の両輪に例えられますが、本当にそのように考えておられるのか疑問であります。

このようなことから、当委員会としましては、県当局が、県民の代表である県議会の役割を再認識していただき、県民福祉の向上という共通の目的を実現するため、さまざまな県政課題等に対してお互いに議論を尽くすよう、強く要望いたします。

次に、「郵政民営化法の見直しに関する意見書」についてであります。

郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政3事業は、郵政民営化法に基づき、昨年10月1日、4社に分社化されました。

郵政民営化法には、郵便局の設置のほか、郵便事業に関してはユニバーサルサービスが明記されているものの、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務に関しては、ユニバーサルサービスについて何ら規定がなされていないのが現状であります。

加えて、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務が郵便局へ委託されるのは10年間のみで、その後については、法律上、何も保証されておらず、特に郵便局以外の金融機関のない地方に暮らす住民にとっては、生活上の大きな不安となっております。

このようなことから、国に対して、郵便局において、郵便、郵便貯金、簡易保険の3事業が一体となったサービスを将来にわたり確実に受けられるよう、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務にユニバーサルサービスを義務づけるなど、郵政民営化法の見直し等必要な措置を講じることを強く要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、厚生常任委員会、権藤梅義委員長。

○権藤梅義議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第5号外3件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、このうち請願第5号については賛成多数により、

その他の議案につきましては全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、保健師助産師看護師法の一部が改正され、行政処分を受けた准看護師に対する再教育研修を実施することに伴う所要の改正であります。

このことについて、委員より、再教育研修の趣旨について質疑があり、当局より、「再教育の目的は、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し医療サービスを安全に提供するといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって、国民の医療への信頼を確保することである」との答弁がありました。

次に、議案第10号「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」についてであります。

従来は、食品に起因する健康被害を確認した医師には、最寄りの保健所長に届け出る義務がありました。今回、さらに食中毒について早期に探知し、被害拡大防止対策を迅速に講じるため、食品を製造、加工、輸入している営業者に保健所長への報告義務を課するものであります。

このことについて、委員より、営業者が報告しなかった場合について質疑があり、当局より、「今回追加する基準に違反した場合は、営業停止等の行政処分を行うことになる。さらに、行政処分に違反して営業した場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金を科することになる」との答弁がありました。

次に、県立宮崎病院こころの医療センターについてであります。

このことについて、委員より、センター建設の進捗状況及び医師確保について質疑があり、当局より、現在、本体建設工事に着手しており、年度内には完了した上で機器等の移転を行い、21年度のできるだけ早期に開設を目指していること、また、現在の富養園は宮崎大学からの派遣を中心に医師5名を擁していることから、基本的には大学の協力をいただきながら、センター開設に対応できるよう最大限の努力をしているとの説明がありました。

次に、三笠フーズ事故米不正流通事案についてであります。

これは、熊本県の2業者から3つのルートを紹介して、県内の製粉業者、食品卸業者、菓子製造業者に対し、事故米または事故米を混ぜたらしくん粉が流通・販売されていることが判明したものであります。現在、すべての調査を終了し、残っていたらくん粉はすべて自主回収され、また、それを使用して製造した菓子類も自主廃棄されており、県内には事故米に関連する食品は全く流通しておらず、去る9月22日には、農政水産部、商工観光労働部と共同で記者会見を行ったとの説明がありました。

このことについて委員より、「行政としては、事実を公表することは大切なことであるが、一方で、消費者、菓子製造業者等の風評被害に対する支援、指導も行うべきではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、食の安全・安心の確保のためには、食品衛生法上疑いがある食品は流通・販売させるべきではないとの観点から、関係機関と緊密な連携を図りながら、できる限り早い段階で迅速に検査する等、監視・検

査体制のより一層の充実強化を強く要望いたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

このうち、商工観光労働部所管の予算については、20億1,000万円の増額補正であり、これは、「みやざき農商工連携応援ファンド創設事業」に伴うもので、補正後の予算額は435億7,600万円余となります。

この「みやざき農商工連携応援ファンド創設事業」は、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの融資や県内金融機関である宮崎銀行、宮崎太陽銀行及び宮崎県信用農業協同組合連合会の協力を得て、財団法人宮崎県産業支援財団に基金を造成するものであり、この基金の運用果実により、農商工連携事業に対し助成を行うこ

ととなっております。

この事業について委員より、「本県の豊富な農林水産資源を活用し、加工することにより付加価値を高められるなど、地域経済の活性化が非常に期待できる事業であるので、この事業がうまく生かし切れるように、関係部局との連携がスムーズに機能していくような体制で推進していただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の予算については、20億3,400万円余の増額補正であり、これは国庫補助決定に伴うもの、地方道路整備臨時交付金決定に伴うもの等であり、補正後の予算額は885億5,100万円余となります。

この補正予算に関連して委員より、「県単工事の予算が年々先細りしているが、道路保全、河川環境整備などのような県民生活に関連するものについては、日々支障のないよう予算を確保し、適切に執行してほしい」との要望がありました。

次に、企業誘致の状況についてであります。

このことについて当局より、平成20年度の誘致件数が9月9日現在で12件との報告がありました。また、本年度8月末までに、誘致企業へのフォローアップ対策として116社を訪問している中で、工場等の増設や用地の確保等について、企業から意見、要望、相談等が44件あったとの説明を受けました。一方、県は市町村等と連携して、県外からの新規誘致を図るため、県内21カ所、総面積約126ヘクタールの工業団地等を企業に紹介しているとのことでした。

県当局におかれましては、今後、本県へ1社でも多く誘致できるように、今までの誘致活動について分析を行い、所管部局内はもとより、県庁内組織も横断的な連携で取り組むとともに、企業ニーズを的確に把握しながら、企業誘

致の推進にさらに努力していただくよう要望いたします。

次に、新規雇用創出1万人についてであります。

新規雇用創出数の定義については、当委員会として県民にわかりやすく明示するよう要望しておりましたが、今回、当局より、「正社員、雇用期間が6カ月以上の非正規社員、創業、自営業によるものということで限定し、雇用期間が6カ月未満の非正規社員は含めない」ということで定義され、平成19年度の県の施策により創出された新規雇用等として確認された人数は1,640人との報告がありました。

一方で、宮崎労働局のデータによると、建設業からの離職者数が多くなっていることが想定されるところであります。当局におかれましては、このような状況についても把握しながら、適切な離職者への対応をとっていただくよう要望いたします。

次に、建設工事等に係る予定価格の事後公表の試行についてであります。

このことについて、当局より、改めて綱紀保持の徹底など職員の意識改革を図りながら試行し、来年度以降の方針については、今年度末までにその効果を多角的に検証を行い決定するとの説明がありましたが、委員より、「方針の決定については、2月議会の当委員会の審議に間に合うようお願いしたい」との要望がありました。

また、このことに関連して、10月1日より、入札公告を行うすべての建設工事において工事費内訳書の提出が必要となりました。この件については、議会に報告されるべき重大な事項であるにもかかわらず、9月29日、30日で開催された商工建設常任委員会及び環境農林水産常任

委員会において報告されなかったことから、急遽、10月2日に両委員会による合同審査会を開催いたしました。

この合同審査会における委員質疑において、工事費内訳書を提出させる意義や入札参加者の負担増、さらには業界への周知徹底など、さまざまな議論が交わされましたが、県庁ホームページにおける告知内容が不十分で修正を余儀なくされたことや、各土木事務所から関係業者への周知が完全に終了していないこと等、多くの問題点が明らかになりました。

このことについて当局より、「入札制度改革を進めていく上で、二度とこのようなことのないよう、議会並びに関係業界への周知等について十分留意してまいりたい」との反省の答弁がありました。

当委員会といたしましては、本件に関して、通常審査が終了したにもかかわらず合同審査会を開催せざるを得なくなった状況について、当局が深く反省するとともに、これを契機に入札制度改革を進めるに当たっては、関係業界に対して十分な理解を求めるなど、真摯な態度で取り組むことを強く要望するものであります。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で2,800万円余の増額補正であり、その主な内容は道整備交付金事業等の国庫補助決定等に伴うもので、補正後の一般会計予算額は237億300万円余となります。また、特別会計では、拡大造林事業特別会計において4,000万円余の増額補正であり、補正後の特別会計予算額の合計は6億5,500万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の補正後の予算額は243億5,800万円余となります。

このうち、水と緑の森林づくり推進事業費についてであります。

これは、県民参加による植栽や下刈りなどの活動を行う森林づくり県民ボランティアの集い等に要する経費であります。今回、企業から森林づくりに役立ててほしいと寄附があったことから、県民参加の森林づくり活動に必要な経費を増額するものであります。

このことについて委員より、「厳しい財政状況の中で、緊急性や重要性などを考慮し査定された結果、当初予算は計上されている。寄附者の意向に沿う事業について補正予算を計上する場合でも、ほかに優先すべき事業がないかなど、十分な検討が必要ではないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「県職員が植栽等のボ



ランティアに率先して参加する機運を高めていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で2億4,300万円余の増額補正であり、その主なものは、重油・飼料価格高騰に係る緊急対策等に伴うもので、補正後の一般会計予算額は426億7,700万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の補正後の予算額は432億2,300万円余となります。

このうち、元気みやざき園芸産地確立事業についてであります。

これは、重油価格高騰による暖房コストの上昇で農家経営が圧迫されていることから、高い省エネ効果が期待される内張二層カーテンの重点的な整備を支援し、園芸産地の維持発展を図るものであります。

このことについて、委員より、「内張二層カーテンは、湿度の上昇による病虫害の発生が懸念されるが、どのような対策を行っているのか」との質疑に対し、当局より、「適正な温度管理や循環扇の活用など、栽培管理についての技術員研修を実施するとともに、市町村、JA等関係機関と連携して、農家への指導徹底を図っている」との答弁がありました。これに対し、委員より、「湿度を抑えるための抜本的な対策が必要であり、試験場などの試験研究機関とも連携して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「事業に伴う農家負担については、支払いの時期等、経済的負担にならないよう、関係機関等への指導をお願いしたい」との要望がありました。

次に、エコクリーンプラザみやざき問題につ

いてであります。

このことについて当局より、「現在、外部調査委員会において、浸出水調整池の機能回復のための工法等の検討を行うとともに、建設当時公事に在籍した職員や施工業者等から事実聴取を行うなど、原因の究明及び責任の所在についても調査しており、問題解決に向けた取り組みを進めている。浸出水調整池の機能回復については、地質調査の結果を踏まえ、10月には外部調査委員会としての見解が示される予定であり、また、塩濃度が高く、うまく機能していない浸出水処理システムの原因究明及びその対策については、年内、遅くとも年明けに報告される最終報告書において見解が示される予定である」との説明がありました。

このことについて委員より、「外部調査委員会における調査の状況等については、なるべく早く県民に示すことができるよう努めていただきたい」との要望がありました。また、別の委員より、「地元から地域振興事業の推進について要望が出されているが、地域振興事業の所期の目的が達成できるよう、十分な対応をお願いしたい」との要望がありました。

次に、木質バイオマスの利用拡大についてあります。

このことについて当局より、「木質バイオマスの利用をテーマとしたシンポジウムを開催し、関係団体や民間等への普及啓発を図るとともに、伐採現場で発生する林地残材の効率的な収集・運搬システムの検討を進めている」との説明がありました。

これに対し委員より、「県の機関等においても木質ペレットのストーブを設置するなど、県民の目に触れる機会をつくり、木質バイオマスの利用拡大を図っていただきたい」との要望が

ありました。

また、別の委員より、「木質ペレットを使った暖房機による環境への影響について、県としても把握すべきではないか」との意見がありました。

次に、早期水稲被害緊急対策事業の実施状況についてであります。

このことについて委員より、「温暖化が進行しており、平成19年産米のときのような状況が今後も起こり得ることが予想されることから、農業共済制度品質方式の加入促進に努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

このうち、教育委員会の補正予算についてであります。

1,900万円余の増額補正であり、補正後の一般

会計予算額は1,158億100万円余となります。その主な内容は、児童生徒の健全育成に要する経費について、国庫委託事業の決定があったことなどによるものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた教育委員会の補正後の予算額は1,160億2,800万円余となります。

その中のスクールソーシャルワーカー配置事業に関連して、委員より、「いじめ・不登校児童生徒の数を減らすことは非常に大変なことであると思うが、小学校低学年の段階から、人間を尊重するような教育に取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「各学校でどんな取り組みをするかが大事になってくる。中には、スクールカウンセラーやスクールアシスタント等の活用により登校できるようになった児童生徒もおり、今後も学校、市町村と連携を図りながら、新たにスクールソーシャルワーカーも活用し、子供たちが健全な学校生活を送れるよう努めていきたい」との答弁がありました。

これに対し別の委員より、「スクールソーシャルワーカー配置事業は非常に有効な事業であり、だからこそ有能な人材を配置していただきたい。それとあわせて、現役世代の方が安心して勤務できるよう、手当等についても拡充させていくことを検討していただきたい」との要望がありました。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

250万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は293億円余となります。その内容は、本年7月に開催されました北海道洞爺湖サミットに出動いたしました機動隊員の超過勤務手当について、その手当額が確定したことによるものであります。

次に、議案第7号「教育関係の公の施設に関

する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、日南振徳高校の新設並びに日南工業高校、日南農林高校及び日南振徳商業高校の閉校に伴い、所要の改正を行うものであります。

このことに関連して、委員より、「新設される日南振徳高校の地域農業科については、どのような教育課程がイメージされているのか」との質疑があり、当局より、「日南という地域的な特色を生かし、マンゴー等の亜熱帯植物を対象とする農業について学ぶコースやグリーン活用コースなど、幾つかのコースを設けて、多様なニーズに対応する教育課程としたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「近隣には総合農業試験場亜熱帯作物支場等もあり、将来、県内一円から生徒が集まるような特化した学科を編成することについても検討していただきたい」との要望がありました。

次に、振り込め詐欺の検挙と抑止対策についてであります。

このことについて当局より、「本県においても、7月末現在で既に被害総額が昨年を上回っており、極めて深刻な状況である。より一層の検挙及び抑止を図るため、本年8月に振り込め詐欺撲滅総合対策推進本部を新たに設置し、関係機関とも連携しながら、振り込め詐欺撲滅に向けた警察活動の強化を行っている」との説明がありました。

このことについて、委員より、「金融機関においても、振り込め詐欺を防ぐためにATMの監視等を行っている。休日等については監視の目が行き届かない部分も多いと思われるが、休日を含めどのくらいの頻度で巡回を行っているのか」との質疑があり、当局より、「一般の警

察官においても、警らの途中など可能な限りATM設置箇所への立ち寄り警戒を実施するなど、犯罪被害の抑止に努めている」との答弁がありました。

次に、県立学校の地区生徒寮についてであります。

このことについて、委員より、「あいている部屋があるとのことであるが、私立高校の生徒については入寮することはできないのか」との質疑があり、当局より、「もともとの設置の趣旨は、地理的に通学ができない県立高等学校生徒に対する対策であるが、今後十分に研究してみたい」との答弁がありました。

これに対し別の委員より、「私立学校の生徒、保護者のニーズを踏まえた上で、私立県立に関係なく生徒寮が利用できるよう、早急に検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会が継続審査と決定した案件の外「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、各常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、これを許可します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出されました議案に対する討論を行います。

まず、議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論いたします。

同議案は、ことし4月に行われた地方税法の改正とあわせて「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が創設されたことにより、法人事業税の税率を引き下げる等の改定を行うというものです。

ことし4月の国会で、都道府県の基幹税である法人事業税の税率を引き下げ、その相当分を「地方法人特別税」として国税化し、その収入額に相当する額を「地方法人特別譲与税」として都道府県に配分する仕組みが新たにつくられました。

今回のこの措置は、都道府県の税収格差の是正を目的とし、本県も増収が見込まれており、この増収に反対するものではありません。

しかし、地方税を国税にかえて再配分することは、税源移譲の流れに反するものと言わなければなりません。

政府は、三位一体の改革で地方交付税を大幅に削減しながら、税源移譲は極めて不十分、こうしたことが地方財政を窮地に立たせています。

本来、この地方交付税こそもとに戻して、財政の安定を図るべきであって、税源の格差是正を口実に、税体系そのものを崩すような方策はとるべきではないと思います。

最後に、今議会にも一部かかわる地方税法の改正の問題についてですが、その中で、65歳以上の公的年金受給者から、県民税も含まれる個人住民税を09年10月支給分から天引きする特別

徴収制度導入が決められました。本人の意向を無視したやり方へ怒りが広がっていますが、こうし地方税法の改正の問題点もあわせて指摘しておきたいと思います。

次に、請願についてです。

継続審査となりました請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」及び第6号「保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願」の採択を求めるものです。いずれの請願も、前回に引き続き継続審査となっています。

しかし、後期高齢者医療制度は、4月の実施以来、ますます国民の怒りが広がる中、新政権において見直しをせざるを得ない事態ともなっています。制度が運用されている以上、高齢者のだれもが安心して医療が受けられるよう、制度の充実を求める請願者の意思を十分尊重し、採択を。

また、保険業法の見直しについても、構成員の相互扶助を図るために自主的につくられた団体共済を企業型保険と同列に扱うこと自体、道理のないことであり、団体共済を保険業法の適用から外すよう求めた同請願も速やかに採択することを強く求めるものです。

以上、述べまして討論といたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第3号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第3号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第1号、第2号、第4号から  
第10号まで及び第15号から第17号まで  
採決

○坂口博美議長 次に、議案第1号、第2号、第4号から第10号まで及び第15号から第17号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願1件採決

○坂口博美議長 次に、請願第10号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号及び第6号について一括お諮りいたします。

両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、両請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長朗読]

---

平成20年10月3日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 丸山 裕次郎  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

議会の議員の給与等に関する条例等の一部  
を改正する条例

議員発議案第2号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則  
議員発議案第3号

地域における雇用・就業対策の拡充強化を  
求める意見書

議員発議案第4号

第8回都道府県議会議員研究交流大会への  
議員の派遣

---

平成20年10月3日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 総務政策常任委員長 外山 衛  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に  
より提出します。

記

議員発議案第5号

郵政民営化法の見直しに関する意見書

議員発議案第6号

議案第17号「国土利用計画（宮崎県計画）  
の変更について」に係る附帯決議

---

◎ 議員発議案第1号から第6号まで

追加上程、採決

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議  
員発議案第1号から第6号までの各号議案を日  
程に追加し、議題とすることに御異議ございま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項  
及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員  
会の付託を省略して直ちに審議することに御異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案  
を一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よっ  
て、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事は  
すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年9月定例県議会  
を閉会いたします。

午前10時53分閉会